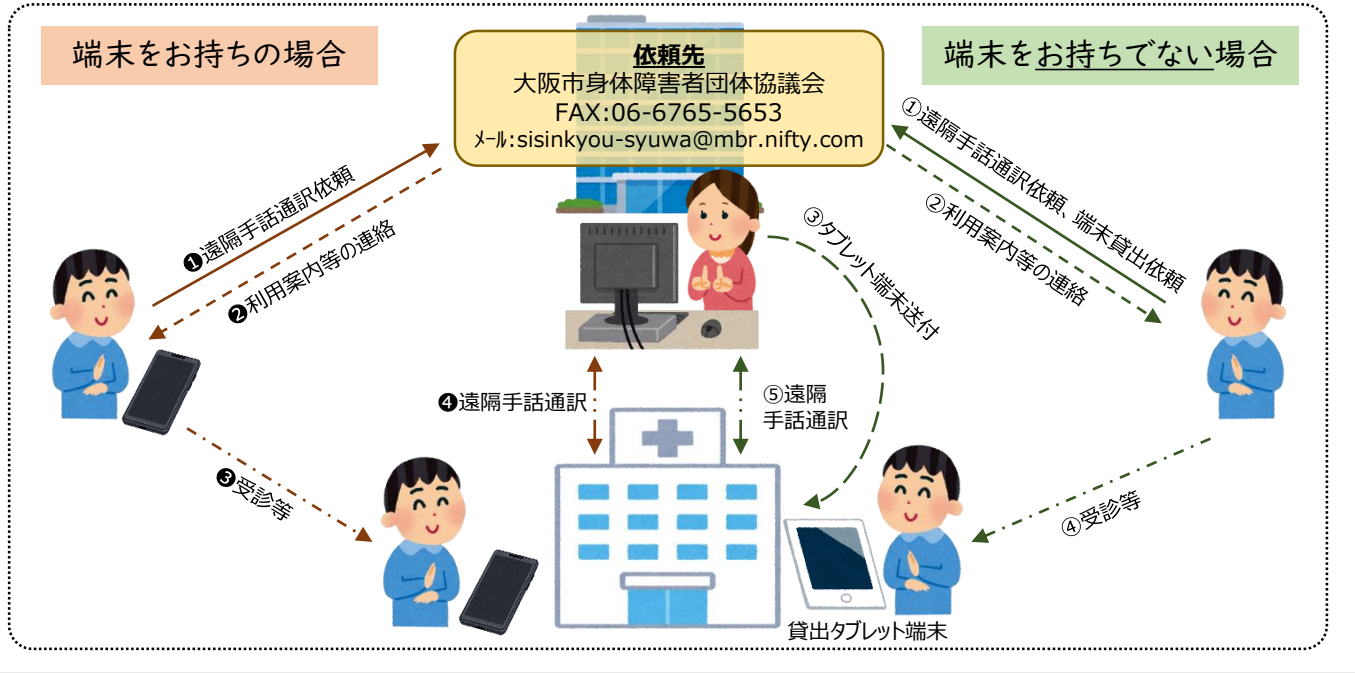


遠隔手話サービスとは

【対象者】

大阪市に居住する聴覚障がい者のうち新型コロナウイルス感染症に関する検査など病院の受診等の際に手話通訳を必要とする方

- スマートフォンやタブレット端末のテレビ電話（「FaceTime」など）を使用して、**手話通訳者が遠隔地で手話通訳を行うサービス**です。
- 手話を必要とする聴覚障がい者と聞こえる人が対面している場合に使用します。
- スマートフォン等をお持ちの方は、ご自分の端末から使用することができます。
- **スマートフォン等をお持ちでない方**に向けて、**タブレット端末の貸出も行っています**。



利用までの流れ

【利用料】 無料（利用者が使用するスマートフォン等の通信費等は利用者負担）

【利用可能時間】 平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30 / 土曜日 9:00～12:00
（※日曜日 及び 祝日は利用できません）

【1】 大阪市身体障害者団体協議会あてに、「遠隔手話通訳依頼書 兼 タブレット端末貸出依頼書」を、FAX（06-6765-5653）又はメール（sisinkyou-syuwa@mbr.nifty.com）にて送付します。

【2】**端末をお持ちの場合**
大阪市身体障害者団体協議会より、依頼書記載の連絡先に「遠隔手話通訳ご利用案内」が送付されます。

【3】**端末をお持ちの場合**
利用案内に従って、「FaceTime」や「LINE」等に所定の連絡先を追加し、テスト通話をしてください。

【4】**端末をお持ちの場合**
テスト通話が完了したら、事前準備は完了です。

【5】 利用を開始してください。 ※ご利用が集中する場合は「話し中」となる場合があります。

【2】**端末をお持ちでない場合**
大阪市身体障害者団体協議会より、依頼書記載の連絡先に「遠隔手話通訳ご利用案内 兼 貸出承認書」が送付されます。

【3】**端末をお持ちでない場合**
大阪市身体障害者団体協議会より、依頼書記載の病院等あてにタブレット端末が送付されます。

【4】**端末をお持ちでない場合**
病院等からタブレット端末を受領したら、タブレット端末に同封されている説明書をお読みになって、テスト通話をしてください。

【6】**端末をお持ちでない場合**
遠隔手話通訳終了後は、同封のゆうパック着払い伝票により、速やかにタブレット端末を返却してください。

本サービスに関するお問い合わせ先

一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号（大阪市立社会福祉センター内）
【電話】06-6765-5652 / 【FAX】06-6765-5653 / 【メール】sisinkyou-syuwa@mbr.nifty.com